

**ラ・フランス温泉館無料休憩室
高効率空調設備整備事業
公募型プロポーザル実施要項**

**令和6年1月
紫波町
地球温暖化対策課**

第1章 プロポーザルに関する事項

1 プロポーザル実施の目的

ラ・フランス温泉館無料休憩室における高効率空調設備の設計・施工について、高い技術力や豊富な経験等を有する事業者に一括で発注し、効率的、効果的かつ経済的に設備を導入するために、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を実施します。

2 業務の概要

- (1) 事業名称 ラ・フランス温泉館無料休憩室高効率空調設備整備事業
- (2) 方法 公募型プロポーザル
- (3) 履行場所 紫波町小屋敷字新在家地内
- (4) 事業概要 高効率空調設備の設置に係る設計・施工
- (5) 履行内容・範囲
 - ① 設備整備のための設計及びその関連業務
 - ② 設備整備施工及びその関連業務
 - ③ その他、これらを実施する上で必要な関連業務
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月11日(月)まで
- (7) 提案限度額 1,997,000円(消費税を含む)
(提案限度額を超える提案は受け付けない)

3 整備仕様書

別添「ラ・フランス温泉館無料休憩室高効率空調設備整備事業公募型プロポーザル要求水準書」のとおりとする。

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 紫波町内に本店・支店・営業所等(以下「本店等」という。)を置き、紫波町脱炭素先行地域支援登録事業者の名簿に記載している者。
- (2) 本業務に関して、次に掲げる技術者を配置できる者であること。
 - ・一級電気施工管理技士または二級電気施工管理技士
 - ・第一種電気工事士または第二種電気工事士
- (3) 本業務を行う者に選定された場合、本業務を履行期間内に行うことが可能な体制を有し、技術提案書関係書類等を提出した時点において配置されていた全ての技術者が、本業務の完了まで継続して本業務を行うことができる者であること。
- (4) 岩手県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要項及び紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、県及び町から指名停止を受けた

ときは、参加資格を喪失するものとする。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者ではないこと。

(7) 紫波町暴力団排除条例（平成 24 年紫波町条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 4 号に規定する者に該当しないこと。

※上記の条件を満たしていないと判断された時点で、業務の途中であっても契約の解除を行う場合がある。

5 実施スケジュール（予定）

実施要領等公表	令和 6 年 1 月 5 日（金）
参加申込期間	令和 6 年 1 月 5 日（金）から 1 月 12 日（金）まで
現地見学期間	令和 6 年 1 月 5 日（金）から 1 月 26 日（金）まで
質問受付期間	令和 6 年 1 月 5 日（金）から 1 月 11 日（木）まで
質問の回答	令和 6 年 1 月 12 日（金）
参加承認の通知	令和 6 年 1 月 15 日（月）
提案募集期間	令和 6 年 1 月 15 日（月）から 1 月 29 日（月）17 時まで
受託候補者選定委員会	令和 6 年 2 月上旬
選定結果の通知	令和 6 年 2 月上旬
契約締結	令和 6 年 2 月上旬

6 募集の手続き

(1) 問合せ先及び書類提出先

本事業の担当課は紫波町産業部地球温暖化対策課であり、本事業に係る各種問合せ、関係書類の提出先は以下のとおりとする。

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1

TEL：019-672-2111（内線 2251）

電子メール：ontai@town.shiwa.iwate.jp

紫波町産業部地球温暖化対策課 宛

(2) 提供資料

参加表明及び提案については、次に掲げる資料を踏まえ、所定の様式により作成すること。なお、提供資料については、本プロポーザルの提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

① ラ・フランス温泉館無料休憩室高効率空調設備整備事業公募型プロポーザル実施

要項

② ラ・フランス温泉館無料休憩室高効率空調設備整備事業公募型プロポーザル要求水準書

③ ラ・フランス温泉館無料休憩室高効率空調設備整備事業公募型プロポーザル様式集

④ 建築関係図面

⑤ 電気設備関係図面

⑥ 機械設備関係図面

(3) 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和6年1月12日（金）までに下に掲げる書類を、担当課へ持参又は郵送により提出すること。

① 参加表明書（様式1） 1部

② 誓約書（様式2） 1部

(4) 現地見学

現地見学を希望する者は、令和6年1月5日（金）から令和6年1月26日（金）までに電話又は電子メールにより担当課へ連絡・確認すること。

現地見学の具体的な日程については、上記の申し入れがあった後、施設管理者と調整し、具体的な日程を決定する。

(5) 提案書等の提出

令和6年1月29日（月）までに以下に掲げる提案書類一式を、担当課へ持参又は郵送により提出すること。

① 提案書類提出書（様式3） 1部

② 実施体制表（様式4） 5部

③ 価格提案書（様式5-1） 5部

④ 価格提案内訳書（様式5-2） 5部

⑤ 技術提案書 各5部

・機器性能提案書（様式6）

・設備設置配置図（任意様式、A3）

・業務スケジュール表（任意様式）

※業務スケジュール表には、施工にあたり施設の休業等が必要な期間がある場合は具体的な日数を記入すること。

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合には、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

7 選定について

(1) 紫波町職員によって構成する選定委員会が、提案書を審査し、優秀提案者（優先交

渉権者)及び次点者(次点候補者)を選定する。

(2) 審査項目の設定

【審査項目と審査の視点及び配点】

項目	評価内容	配点
①設備整備に関する基本的な考え方	施設において必要とされている冷暖房能力を十分に有した機種選定の提案となっているか。	25
②環境配慮に関する提案	導入する空調性能は、要求水準を達成した提案となっているか。	25
③提案価格の妥当性	見積の内容が適切であり、町財政への貢献度の高い提案となっているか。	30
④提案の実現性	期間内に、確実に業務ができるような体制、取組方針、工程となっているか。	20
計		100

(3) 審査方法

① 選定委員会は、提案書の内容について審査項目を審査し評価する。評価点を基に優秀提案者(優先交渉権者)及び次点者(次点候補者)を選定する。

② 80点未満の提案は不採用とする。

(4) 優先交渉権者等の決定及び通知

① 町は選定委員会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

② 町は提案者全てに、審査結果の概要を付しその旨を通知する。

③ 審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 共通事項

(1) 資料の追加要請

提出された提案書に関し、担当課から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

(2) 失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

① 本業務の契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。

② 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

第2章 契約等

1 契約の締結

(1) 優先交渉権者は、選定された提案書に基づき設計・施工業務委託契約の手続きを行

う。

(2) 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

(3) 優先交渉権者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合、町に対し、速やかに文書（任意様式）により、その旨を届け出ること。

2 その他

(1) 提出された提案書の取扱い

① 提出された提案書は返却しない。

② 提出された書類の著作権は、紫波町に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）は、優先交渉権者の選定に係る審査以外に無断で使用しない。ただし、優先交渉権者の提案書類については、本業務内容の公表時や町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用することがある。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、無断で使用しない。

③ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負う。

(2) 記載内容の変更

提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、提案書に記載された内容の変更は認められない。

(3) 提案の履行

受注者は、提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（町が、本業務に不利益となる提案書の提案事項と認める場合を除く。）。

また、受注者の責により、事業契約完了時点で提案書の提案を達成できなかった事項について、受注者は町に対し、違約金を支払うものとし、工事の追加及び工期の延長等による一切の費用は受注者の負担とする。

ただし、町と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を事業期間内に完了する場合は、当該同等と認められる方法で履行することを認める場合もある。

なお、提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

(4) 契約保証金について

契約金額の100分の10以上の額を納めなければならない。ただし、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したときは免除することができる。